



2017.2 No. 65

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F
TEL (075) 841-8251 / FAX (075) 811-8220
Email : jam-union_keiji@labor.or.jp (名称: ジャム京滋)

あなたの知人、友人が組合
のない所で働いていま
せんか、組合結成の相談は

JAM京滋
075-841-8251

第10回地方委員会にて春闘方針を決定



主催者代表挨拶 生田執行委員長

JAM京滋は第10回地方委員会を1月28日(土)に草津商工会議所で開催し、2017年春闘方針を決定した。すべての単組は、賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」に向け、賃金の絶対額を重視し、月例賃金水準の引き上げを中心に、賃金構造維持分を除き、6,000円を基準として「人への投資」を要求する。

各組合は地方委員会で決定した要求基準をもとに、要求討議を進め、すべての組合が2月21日に要求を提出していく。



春闘方針提案 庄野副書記長



団結してガンバロー!!



個別賃金要求基準

① JAM一人前ミニマム基準

年齢	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
所定内賃金	159,000	172,500	206,250	240,000	270,000	295,000	315,000	335,000

② 標準労働者の要求基準

到達基準：全単組が到達すべき水準

目標基準：到達基準をクリアしている単組が目標とすべき水準

* 目標水準に達している単組も、「人への投資」として
JCM（金属労協）の方針に準じた要求を行う。

高卒直入者 所定内賃金	30歳	35歳
到達水準	260,000	305,000
目標水準	280,000	320,000

③ JAM京滋の標準労働者要求基準

所定内賃金	30歳	35歳
現行水準	292,000	334,000

④ JCM(金属労協)【基幹労働者(技能職35歳相当)の「あるべき水準」】

【参 考】JAM京滋の標準労働者要求基準を上回っている場合は、JCMの以下の基準を到達目標基準として活用することとする。

* 目標基準：めざすべき水準	基本賃金338,000円以上
* 到達基準：到達すべき水準	基本賃金310,000円以上
* 最低基準：全組合が最低確保すべき水準	到達基準の80%程度(24.8万円程度)

平均賃上げ要求基準

連合中小共闘の賃金引上げ目安を踏まえ、未組織労働者も含めた春闘相場の波及をめざし、平均賃上げ要求基準を10,500円以上とする。

2017年度政治連盟総会

第10回地方委員会終了後、引き続き政治連盟総会を開催した。大西書記長より、活動報告、決算報告、活動計画、予算の提案を行い、すべての議案が提案通り可決された。



山本ひろふみ京都市会議員より挨拶をいただいた



提案を行う大西書記長

定期総会終了後、第2部として、JAM本部総合政策グループ
本多グループ長よりJAMの政策政治活動について講義を受けた。



講義を行う 本多グループ長



研修風景



質問を行う國領委員



ものづくりの明日に向かって

—組織を強化拡大し、運動の再構築に取り組もう—

